

高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

1 指針案の公告及び縦覧

(1) 指針案の公示

- ・公示日 令和4年4月15日
- ・公示方法 「公告」によることとし、指針案を東京都公報に登載する。

(2) 指針案の縦覧

- ・期 間 令和4年4月11日から同年4月25日まで
- ・時 間 午前9時30分から午後4時30分まで
- ・場 所 東京都環境局自然環境部計画課及び東京都多摩環境事務所自然環境課

(3) 公告及び縦覧の結果

意見書の提出なし

2 利害関係人及び関係地方公共団体への意見照会

(1) 意見照会期間

令和4年3月30日から令和4年5月6日まで

(2) 意見照会の結果

番号	意見照会先	賛否	意見内容	その他重要(要望)事項等
1	八王子市長 石森 孝志	賛成	多種多様な鳥獣の良好な生息地としての環境を保つため。	
2	東京都森林組合 代表理事組合長 木村 康雄	賛成	林業経営上、特に問題や支障はなく、生物多様性の観点から保護を継続すべきと考えます。	
3	日本野鳥の会東京 代表 東 良一	賛成	暖温帯系の照葉樹林、冷温帯系の落葉広葉樹林を始め多様な植生をもつ地域であるこの地域は多くの昆虫を育み、野鳥の多様性を維持するものとなっております。高尾鳥獣保護区特別保護地区として再指定をお願いします。	
4	高尾山薬王院 貫主 佐藤 秀仁	賛成	豊かな自然が存在するお山にとって鳥獣保護の意義は非常に重い。幾百年に亘る先人の労苦によって現在の高尾山の環境が保たれている訳にてこれを後世に引き継ぎ永遠に存続させる努力を惜しんではならず、これは我々お山にかかわる者としての一つの使命であると思います。以上の見地からも再認定をお願い申し上げる次第です。	
5	公益社団法人 八王子観光コンベンション協会 会長 大野 彰	賛成	自然は本来、時代に連れて変化していくものである。八王子市の自然も都市化に連れて大きく変貌を遂げてきた。そうした中で、高尾鳥獣保護区は貴重な自然が遺されている地域である。この豊かな自然を永く保存し、後世に引き継いでいくために、再指定について賛成する。	登山者などの安全や利便を考慮した景観確保のための森林伐採について、自然保護に十分な配慮をしたうえで、計画的に進めていただきたい。
6	公益社団法人 東京都猟友会八王子地区 地区長 立川 道雄	賛成	高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定につきましては、高尾特別保護地区計画書に基づき、当該地域に生息・繁殖する多様な野生鳥獣の保護を図ることは今後とも必要であり、賛成致します。	高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定に伴い、本地域に隣接する地域において農林水産物等に被害が生じた場合は適切な対応をお願いします。
7	八王子市農業協同組合 代表理事組合長 原島 元義	反対	高尾鳥獣保護区特別保護地区の再指定については、高尾近隣地区を含めた広域に猿・猪・鹿・鳥等の被害が増加している。 地域農業の現状は生産物の収穫及び営農意欲の減退など大きな弊害が出ており、獣害防止対策についても個人での対応に限界を越え、計り知れない苦労の状況等を踏まえ、更新には反対するものである。	

3 関東地方農政局との協議

(1) 根拠規定

環境省自然環境局野生生物課の通知「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令について」より、変更、存続期間の更新等において、鳥獣保護区域に農地が含まれるか否かに関わらず、原則として、地方農政局とも調整することとされている。

(2) 経過

現在、協議中